

# 日本ORC協会定款

平成 17 年 4 月 18 日	発行
平成 17 年 7 月 31 日	改正
平成 18 年 2 月 26 日	改正
平成 18 年 6 月 24 日	改正
平成 21 年 1 月 15 日	改正

日本 ORC 協会  
(ORC Association Nippon)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、日本ORC協会(ORC Association Nippon、略称 ORCAN)と称する。

(所在)

第2条 本協会は、協会事務局を東京都世田谷区 北沢 2-15-15 に置く。

(目的)

第3条 本協会は外洋艇の計測に関する計測技術の開発、計測機器の開発ならびに、レーティング証書を発行することを目的とする

(所属)

第4条 本協会は、ORC レーティング証書に関する全ての著作権を所有する ORC Ltd (本社イギリス)に所属する。

(事業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本協会は、日本セーリング連盟の委託を受けて、連盟の登録外洋艇に対する ORC 計測実務ならびに ORC レーティング証書を発行する。
2. ORC Ltd の要求により 外国 MNA の管理下にある外洋艇に対する ORC レーティング証書の発行を行う、また ORC Ltd の要求により GP クラス ルールに基づく 計測実務を行う。
3. 計測実務を行うための計測技術の開発、機器開発、計測手順書の開発を行う。
4. 要求に応じ諸外国の レーティングシステムに応じた計測実務を行う。
5. その他、本協会の目的のために必要な事業を行う。

## 第2章 組織

(登録団体、登録クラブ)

第1条 本協会の発行するレーティング証書を利用する各種業界団体、又は外洋加盟団体、ならびにクラブ等は業務連絡の目的において登録を行う事とし、団体連絡事務局を申請しなければならない。

(会員)

第2条 本協会発行のレーティング証書 取得者を持って自動的に 日本 ORC 協会の会員 とする。  
会員は ORC 本社に対するサブミッションの提案権限ならびに、日本 ORC 協会に対するサブミッションの 提出権限を持つ。

(会報)

第4条 本協会は協会発行の会報を会員に対し 協会ホームページもしくは電子メールを含む媒体で必要に応じ配布する。

## 第3章 役員

(役員を選出、役員資格)

第1条 本協会は役員として、理事20名以内、監事2名とする。

2. 理事は 本協会の目的に賛同し事業に貢献できる個人で 理事会の承認をもって就任される。
3. 理事は理事会の構成員となり、必要な会務を執行する。

(協会役職者の選出)

第2条 本協会は、次の役職者を理事会において理事の互選において選出する。

- (1) 会長(1名)
- (2) 副会長 (若干名)
- (3) 専務理事(1名)
- (4) 計測担当総務 常務理事(1名)  
理事会総務 担当常務理事(1名)
- (5) その他 必要に応じた常務理事

(役職者の職務)

第3条(1) 会長

本協会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

- (2) 副会長  
会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 専務理事  
会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を掌握する。
- (5) 計測担当総務理事  
計測証書発行に関する総括職務にあたる。
- (6) 理事会総務担当理事  
理事会総務全般を統括する

(理事および監事の任期及び欠員など)

第4条 理事および監事の任期は2年とし再任をさまたげない。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第5条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員たるに適しない非行があると認められるとき

第4章 総務事務局、及び委員会

(総務事務局)

第1条 理事会総務は、本協会の理事会に関わる総務全般の処理にあたる。

2. 計測担当総務は、計測証書発行事務、計測実務の調整、各登録団体への連絡実務を行う。

(委員会)

第2条 (1)本協会は、事業達成のため常設委員会を設置する。

- (2)各委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を得て、理事会がこれを委嘱する。
- (3)各委員会は、理事会の議を経て付託された業務を執行する。
- (4)各委員会の委員長は、理事会に答申を成し、又は出席し発言することができる。
- (5)理事会は、必要に応じ、臨時の委員会を設置する事ができる。

(常設委員会)

第3条

レーティングオフィス

広報担当委員会

計測技術開発委員会

IMS メジャー委員会

ORC-クラブ 委員会

JSAF ORC 小委員会(JSAF 外洋統括内のリエゾン組織とし、JSAF との連絡調整を行う)

第5章 会議

(種別)

第1条 会議は役職者による常任会議 と理事による理事会、各委員会会議とする。

(議事録)

第2条 理事会ならびに各委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が指名する書記が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び書記が署名するものとする。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員数及びその出席者
  - (3) 議事の経過概要及びその結果

(理事会)

第3条 理事会は、年1回以上開催される。

次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 役員の職務分担及び委員会人事に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の承認並びに執行に関する事項
- (3) 事業及び決算報告の承認に関する事項
- (4) 定款の変更、規約の改廃、及び会費(含む特別会費)に関する事項
- (5) 組織の設置(含む統合)及び廃止(含む分割)に関する事項
- (6) 理事の就任及び脱退に関する事項
- (7) 登録団体ならびに会員に関する事項

## (8) その他会務執行及び運営に必要な事項全般

### (理事会の開催)

第4条 理事会は、会長又は3名以上の理事の要請がある場合に開催される。

2.理事会の開催通知及び議題は、緊急の場合を除き、議長の責任において委任状の様式を含む文書にて、開催日7日以前に関係者に通達しなければならない。

3.議長は、電話又はFAXならびに電子メールによる意思を受理し、理事会議決することができる。

4.議長は、書面による理事会を開催することができる。

### (定足数及び議決)

第5条 会議は、構成員の出席により成立し、理事(含委任、ならびに第4条3項)の過半数をもって議決される。

2.賛否同数の場合は、議長が決する。

3.委員会についても、本条項の規定が準用される。

## 第6章 会計及び監査

### (経費)

第1条 本協会の経費は、証書発行収入、計測収入、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第2条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (監事及び監査)

第3条 本協会の財務を監査する。

2. 監事は、毎年1回監査を行い、その結果を理事会に報告するものとする。

## 第7章 付則

### (計測料金)

第1条 計測料金等は別に定める

### (最初の理事及び監事の任期)

第2条 当協会の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する終結のときまでとする。その後の理事は第3章 第1条、第4条による事とする。

2. 当協会の最初の理事および監事は、次のとおりとする。

理事	松岡 高博、	横田 光夫、	福田 義一、	野口 隆司、	外山 昌一
	川久保 史朗、	市原 恭夫、	富田 稔、	稲葉 文則、	小田 泰義
	岩田 行史、	関根 照久、	横山 一郎、	沢地 繁、	
監事	金井 寿雄、	湯谷 武			

(改正)

第3条 平成17年4月18日 設立

第4条 平成18年2月26日 理事会 改正

第1条 本協会の名称変更

第5条 平成18年6月24日 理事会における改定議決内容を 即日適用とする。

第6条 平成21年1月15日 書面理事会による 定款改定議決内容を即日適用とする。